



PIWU 中 広

郵政産業労働者ユニオン

2018年11月10日
 第215号
 発行：郵政産業労働者
 ユニオン 広島中央支部
 TEL・FAX 082-244-7719
 E-mail piwu-hirochu@
 abelia.ocn.ne.jp

判決は年明けに持ち越し 2019年1月24日(木) 13:15 大阪高裁82号法廷

郵政労契法20条

西日本裁判

大阪高裁にて結審

10月19日(金) 1
 1時、大阪高裁82号法
 廷において、控訴審の最
 後の審理が行われまし
 た。控訴審そのものは、
 10分程度のやりとりで
 終結し、判決は来年、2
 019年1月24日(木)
 13時15分からと決ま
 りました。

その後、中之島中央公
 会堂大会議室にて報告集
 会が開かれました。

その中で、森弁護士長
 は「会社側の反論が1昨
 日(17日)示され、結
 審までに再反論できない
 と裁判官に訴えて、12

月10日(月)を期限に書
 面提出の機会を得られた。
 地裁判決以降、請求の拡張
 (期間を控訴の時期まで
 広げた)や内容の変更(東
 京地裁の判示した損害賠
 償可能との要素)を加味
 し、要求額も上積みしてあ
 る」と詳細に説明。

また、夏期年末一時金
 (ボーナス・賞与)につい
 て主体的に弁論を担当し
 た楠弁護士からは「精査す
 ると、正社員(かつての一
 般職・今で言う地域基幹
 職)に比して2・6〜6・
 9倍、新一般職との格差も
 1・78〜3・5倍となっ
 た。安倍政権が唱える同一
 労働同一賃金のまやかし
 を暴き、さらなる勝利を」
 と、検証の苦勞をものとも
 しない頼もしい発言をい
 ただきました。

近畿地本・松岡顧問の司
 会で進められた報告集会、

支援者や共闘の仲間か
 らのエネルギーを受け、原告
 6名の決意表明と近畿
 地本・熊谷委員長の団結
 ガンバローで締めくく
 られ、報告集会は散会と
 なりました。

高裁での結審も終わ
 り、判決へ向けて動き始
 めた中、原告からメッセ
 ージを頂きましたので
 紹介します。

『高裁判決にむけて』

すべての働く人たち
 のために。

この非正規裁判は、郵
 政に務める非正規労働
 者のためだけの裁判で
 はありません。正社員だ
 ろうが、非正規労働者だ
 ろうが、パートだろう
 が、真面目に働く人すべ
 ての労働者の地位向上
 のため、適正な富の分配

のため、差別なき社会の実現のために進められている裁判であり、闘いなのであります。

さらに、なにがしかの事故や障害により働けなくなった人たちも、安心して存在し続ける世の中を目指し進められている裁判なのです。

お互いが社会の果実を持ち寄り、互いに分かち合う世の中を目指す、これが郵政労契法20条裁判の本質なのです。お互い様の社会の実現のため、いま育てている子供たちの未来のために闘います。

- ◆ **非正規社員の正社員化と均等待遇実現をめざそう**
- ◆ **戦争法を廃止し、安倍「暴走政治」を止めよう**
- ◆ **大幅増員を勝ちとろう**

社員・期間雇用社員の皆さん職場の悩み事は
郵政産業労働者ユニオン広島中央支部へご相談下さい
Eメール piwu-hirochu@abelia.ocn.ne.jp